

高砂市議会定例会議案

平成25年12月

目 次

ページ

高議第 87 号	高砂市議会議員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて……………	1
高議第 88 号	高砂市議会の議決すべき事件を定める条例を定めることについて……………	3

高議第 87 号

高砂市議会議員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

2013年（平成25年）12月6日提出

高砂市議会議員	池	本	晃
同	入	江	正 人
同	鈴	木	正 典
同	藤	森	誠
同	中	西	一 智
同	川	端	宏 明
同	西	野	勝
同	砂	川	辰 義
同	迫	川	高 行
同	森		秀 樹
同	福	元	昇
同	横	山	義 夫
同	北	野	誠一郎
同	鷹	尾	治 久
同	今	竹	大 祐
同	北	畑	徹 也
同	木	谷	勝 郎
同	鈴	木	利 信
同	松	本	均

高砂市条例第 号

高砂市議会議員定数条例の一部を改正する条例

高砂市議会議員定数条例（平成5年高砂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「21人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

高議第 88 号

高砂市議会の議決すべき事件を定める条例を定めることについて

高砂市議会の議決すべき事件を定める条例を次のとおり定めるものとする。

2013年（平成25年）12月6日提出

高砂市議会議員	池	本	晃
同	入	江	正人
同	鈴	木	正典
同	藤	森	誠
同	中	西	一智
同	川	端	宏明
同	西	野	勝
同	砂	川	辰義
同	迫	川	高行
同	森		秀樹
同	福	元	昇
同	横	山	義夫
同	北	野	誠一郎
同	鷹	尾	治久
同	今	竹	大祐
同	北	畑	徹也
同	木	谷	勝郎
同	鈴	木	利信
同	松	本	均

高砂市条例第 号

高砂市議会の議決すべき事件を定める条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、高砂市議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 基本構想（市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立つて定める構想をいう。次号において同じ。）の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 基本計画（基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。）の策定、変更又は廃止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会及び市長等執行機関が協議し、議決すべき事件であると認めた事項

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。